

南福子第 332 号  
令和 2 年 5 月 20 日

保護者各位

南城市教育委員会  
教育長 上原 廣子  
《公印省略》

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う育児休業からの復職期限の取扱いについて

平素より本市の教育・保育行政へのご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

南城市立幼稚園預かり保育の利用については、保護者が育児休業中に 4 月の預かり保育の利用が決定した場合、5 月末までに復職することが条件となっています。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、育児休業からの復職期限について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1. 対象者

南城市立幼稚園預かり保育を利用する児童の保護者

2. 復職の期限について

令和 2 年 6 月 30 日までに復職すること。

3. 復職後に提出が必要な書類

復職日から 2 週間以内に復職日が記載された就労証明書を提出してください。

※ 4 月復職、5 月復職または 6 月復職、いずれの場合も就労証明書は提出が必要です。